



(電子版)

info@jikosoren.jp

2019年 第11号 2019年8月19日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

労働法令違反 タク85% バス75% 厚労省が労基法・改善基準違反率等（2018年）を公表

厚労省は、自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況の2018年分を公表しました。労働法令違反は、タク85%、バス75%、告示違反はタク33%、バス51%でした。監督実施数は6531件でした。

1 監督指導状況

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況

平成30(2018)年1～12月、厚生労働省労働基準局監督課

	トラック	バス	ハイヤー・ タクシー	その他	合計	
監督実施事業場数	5,109	350	462	610	6,531	
労働基準関係法令 違反事業場数	4,271 83.6%	261 74.6%	392 84.8%	500 82.0%	5,424 83.1%	
主要 違反 事項	労働時間	3,013 59.0%	141 40.3%	177 38.3%	296 48.5%	3,627 55.5%
	休日	244 4.8%	7 2.0%	14 3.0%	25 4.1%	290 4.4%
	割増賃金	1,071 21.0%	55 15.7%	119 25.8%	134 22.0%	1,379 21.1%
改善基準告示 違反事業場数	3,419 66.9%	177 50.6%	150 32.5%	260 42.6%	4,006 61.3%	
改善 基準 告示 違反 事項	総拘束時間	2,217 43.4%	99 28.3%	68 14.7%	150 24.6%	2,534 38.8%
	最大拘束時間	2,615 51.2%	109 31.1%	120 26.0%	184 30.2%	3,028 46.4%
	休息期間	1,912 37.4%	54 15.4%	23 5.0%	127 20.8%	2,116 32.4%
	最大運転時間	973 19.0%	25 7.1%		43 7.0%	1,041 15.9%
	連続運転時間	1,518 29.7%	46 13.1%		90 14.8%	1,654 25.3%

注1. 「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、改善基準告示の違反が認められた事業場数

2. 「違反事項」欄は、当該事項についての違反が認められた事業場数

3. 下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)

自動車運転者を使用する事業場に係る
労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

厚生労働省労働基準局監督課

上段：監督実施事業場数／中：労働基準関係法令違反事業場数／下：改善基準告示違反事業場数

年 (1～12月)	項目	トラック関係	バス業	ハイヤー・ タクシー業	その他	合計
H1 1989	監督実施	4,404	72	1,080	-	5,556
	法令違反	-	-	-	-	-
	告示違反	2,296 52.1%	28 38.9%	569 52.7%	-	2,893 52.1%
H18 2006	監督実施	2,792	166	932	413	4,303
	法令違反	2,186 78.3%	105 63.3%	784 84.1%	313 75.8%	3,388 78.7%
	告示違反	1,644 58.9%	91 54.8%	493 52.9%	147 35.6%	2,375 55.2%
H19 2007	監督実施	2,609	252	712	385	3,958
	法令違反	2,076 79.6%	207 82.1%	611 85.8%	290 75.3%	3,184 80.4%
	告示違反	1,592 61.0%	165 65.5%	384 53.9%	149 38.7%	2,290 57.9%
H20 2008	監督実施	2,581	324	667	353	3,925
	法令違反	2,102 81.4%	259 79.9%	588 88.2%	276 78.2%	3,225 82.2%
	告示違反	1,656 64.2%	196 60.5%	370 55.5%	141 39.9%	2,363 60.2%
H21 2009	監督実施	2,485	254	751	371	3,861
	法令違反	1,980 79.7%	195 76.8%	671 89.3%	282 76.0%	3,128 81.0%
	告示違反	1,516 61.0%	140 55.1%	385 51.3%	140 37.7%	2,181 56.5%
H22 2010	監督実施	2,666	177	779	371	3,993
	法令違反	2,159 81.0%	144 81.4%	660 84.7%	274 73.9%	3,237 81.1%
	告示違反	1,687 63.3%	109 61.6%	341 43.8%	150 40.4%	2,287 57.3%
H23 2011	監督実施	2,789	214	639	389	4,031
	法令違反	2,264 81.2%	170 79.4%	554 86.7%	284 73.0%	3,272 81.2%
	告示違反	1,774 63.6%	133 62.1%	296 46.3%	136 35.0%	2,339 58.0%
H24 2012	監督実施	4,325	570	552	560	6,007
	法令違反	3,517 81.3%	518 90.9%	482 87.3%	407 72.7%	4,924 82.0%
	告示違反	2,751 63.6%	415 72.8%	241 43.7%	233 41.6%	3,640 60.6%
H25 2013	監督実施	3,016	363	523	377	4,279
	法令違反	2,500 82.9%	282 77.7%	464 88.7%	267 70.8%	3,513 82.1%
	告示違反	1,980 65.6%	174 47.9%	222 42.4%	134 35.5%	2,510 58.7%
H26 2014	監督実施	2,765	262	502	378	3,907
	法令違反	2,311 83.6%	195 74.4%	438 87.3%	296 78.3%	3,240 82.9%
	告示違反	1,845 66.7%	147 56.1%	206 41.0%	175 46.3%	2,373 60.7%
H27 2015	監督実施	2,783	226	486	341	3,836
	法令違反	2,390 85.9%	184 81.4%	410 84.4%	274 80.4%	3,258 84.9%
	告示違反	1,944 69.9%	123 54.4%	208 42.8%	154 45.2%	2,429 63.3%
H28 2016	監督実施	3,105	487	405	384	4,381
	法令違反	2,585 83.3%	386 79.3%	351 86.7%	310 80.7%	3,632 82.9%
	告示違反	2,088 67.2%	265 54.4%	166 41.0%	180 46.9%	2,699 61.6%
H29 2017	監督実施	4,295	276	391	474	5,436
	法令違反	3,607 84.0%	231 83.7%	347 88.7%	379 80.0%	4,564 84.0%
	告示違反	2,963 69.0%	159 57.6%	176 45.0%	218 46.0%	3,516 64.7%
H30 2018	監督実施	5,109	350	462	610	6,531
	法令違反	4,271 83.6%	261 74.6%	392 84.8%	500 82.0%	5,424 83.1%
	告示違反	3,419 66.9%	177 50.6%	150 32.5%	260 42.6%	4,006 61.3%

注. - は調査・集計の項目が異なる

◎監督指導事例

○事例（バス）

長時間労働により精神障害を発症したとする労災請求を端緒にバス会社に対して監督指導を実施

概要

- 運転者について、1日の拘束時間が18時間程度、4週間を平均した1週間の拘束時間が最長70時間程度に達しており、中には、休息期間が7時間程度となっている者も認められた。
- 運転時間が2日を平均して1日9時間を超え、4週間を平均し1週間45時間程度となっている者が認められた。
- 1か月最長95時間程度の時間外労働の実態が認められ、36協定の限度時間を超える時間外労働時間が認められた。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項⇒労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間を超え、4週間を平均した1週間の拘束時間が65時間を超えていること、勤務終了後に連続8時間以上の休息期間を与えていないこと、運転時間が2日を平均して1日9時間を超え、4週間を平均し1週間65時間を超えていることについて是正を指導した。

指導事項⇒改善基準告示違反

（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間、最大運転時間）

指導後の会社の取組

- △ 運転者を新規に雇用し、増員することにより、1人当たりの労働時間の削減を行うとともに、運行路線の見直しを行った結果、時間外労働が36協定の限度時間以内かつ80時間以内、1日の拘束時間が16時間以内かつ4週間を平均し1週間65時間以内となった。
- △ 日々の拘束時間や運転時間を適正に把握し、改善基準告示を超過しないよう柔軟に配車を行う体制を整えた結果、休息期間、最大運転時間が改善基準告示の範囲内となった。

○事例（タクシー）

累進歩合制度を導入しているタクシー会社に対して監督指導を実施

概要

- 運転者の賃金について、運賃収入に応じて段階的に支給割合が上がる、いわゆ

る「累進歩合給」により手当が支払われていた。

- 歩合給の額が低い運転者の賃金について、地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない。

指導内容

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項⇒累進歩合制度の廃止

- 2 適用される最低賃金額以上の賃金が支払われていないため、是正を指導した。

指導事項⇒最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

指導後の会社の取組

- △ 運転者の賃金について、会社側と労働者側で協議を行った結果、累進歩合制度を廃止し、新たな賃金制度を導入した。
- △ 不払となっていた最低賃金額との差額を支払うとともに、最低賃金を下回らないよう新たな賃金制度を導入した。

2 送検状況

労働基準関係法令違反により送検した件数

厚生労働省労働基準局監督課

	暦年	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
平成26	2014	40	3	6	7	56
平成27	2015	52	1	4	3	60
平成28	2016	54	2	5	7	68
平成29	2017	50	2	6	3	61
平成30	2018	42	4	5	8	59

◎送検事例

○事例（バス）

バス運転者に過労死等を発生させた事業場において、被災者を含む複数の運転者に違法な長時間労働を行わせていたため送検

捜査経過

- バス運転者が勤務中に、脳血管疾患により死亡したとする労災請求がなされた。
- この運転者が所属する事業場に立ち入り、発症直前の就労状況等を確認した結果、この運転者を含む20名超について、36協定の限度時間を超え、1か月最大150時間程度の違法な時間外労働を行わせていたことが判明した。
- この事業場は、過去の監督指導においても、違法な長時間労働については是正指

導を受けており、同様の法違反を繰り返し発生させていたことから、悪質と判断し、送検した。

被疑事実

△ 事業場（法人）及び代表取締役

36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文⇒労働基準法第32条（労働時間）

3 国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

厚生労働省労働基準局監督課

	暦年	労働基準監督機関から 通報した件数	労働基準監督機関が 通報を受けた件数
平成26	2014	864	312
平成27	2015	821	376
平成28	2016	867	351
平成29	2017	1133	519
平成30	2018	1063	539

地方運輸機関との合同監督・監査

厚生労働省労働基準局監督課

	暦年	トラック	バス	ハイヤー・ タクシー	合計	
平成26	2014	99	21	56	176	
平成27	2015	106	17	55	178	
平成28	2016	90	130	52	272	※
平成29	2017	110	16	60	186	
平成30	2018	99	20	43	162	

※平成28年2月、3月を中心に、ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する緊急の集中監督指導を実施。

実施結果：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122572.html>

- ・厚労省の発表全文は、厚労省のホームページにあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06105.html

- ・労働関係法令・改善基準違反率の推移は、自交総連のホームページ「データ集」にあります。

http://www.jikosoren.jp/data/data_index.html